

紛争解決了解 (DSU)

- 強制管轄権 6 条 1 項
- 排他的管轄権? 23 条 1 項

韓国による日本の水産物輸入規制

- 日本による申立て・協議 ([パネル報告書](#)パラ 1.2-1.3)
 - DSU 4 条
- 日本によるパネル (小委員会) 設置申請 (パラ 1.4-1.5)
 - DSU 6 条
- パネルの構成 (パラ 1.6)
 - DSU 8 条
- 第三国参加 (パラ 1.7)
 - DSU 10 条
- 作業手続採択 (パラ 1.8)
 - DSU 12 条 1 項
- 主張書面提出 (パラ 1.9-1.10)
 - DSU 12 条 6 項
- 口頭弁論 (パラ 1.9-1.10) “meeting”
 - DSU 15 条 1 項、Appendix 3
- パネル報告書暫定版送付 (パラ 1.11)
 - DSU 15 条 1 項 (記述的部分)
 - DSU 15 条 2 項 (全体)
- パネル報告書提出 (パラ 1.13)
 - DSU 15 条 2 項
- パネル報告書の内容¹
 - DSU 15 条 2 項・3 項
 - [SPS 協定](#) 5 条 6 項違反 (パラ 8.2)
 - SPS 協定 2 条 3 項違反 (パラ 8.3)
- 韓国による上訴 ([上級委報告書](#)パラ 1.6)
 - DSU 17 条 4 項
- 上級委報告書の内容²

¹ 濱田太郎「福島原発事故と韓国による日本産水産物の輸入規制」『平成 30 年度重要判例解説』[ジュリスト](#) 1531 号 (2019 年) 284 頁。

² 川瀬剛志「日本産水産物輸入規制事件の上級委員会報告」『令和元年度重要判例解説』[ジュリスト](#) 1544 号 (2020 年)

- SPS 協定 5 条 6 項違反・2 条 3 項違反について (パラ 6.2-6.3)
 - ◇ パネル判断に誤りあり (パラ 6.2.a, 6.3.a)
 - ◇ したがってパネル判断を覆す (パラ 6.2.b, 6.3.b)
- 「韓国に違反はない」と述べていないのはなぜ?³
 - ◇ DSU 17 条 6 項
 - ◇ DSB における議論 [WT/DSB/M/428](#)
 - 日本 パラ 9.3
 - カナダ パラ 9.13
 - NZ パラ 9.15
 - EU パラ 9.17
- 上級委報告書の採択 2019 年 4 月 26 日
 - WT/DSB/M/428 パラ 9.27

対抗措置

- [外務報道官談話 2004 年 8 月 31 日](#)
- 日本による対抗措置申請 DSU 22 条 2 項
- 米による仲裁申立 DSU 22 条 5 項
- 「対抗措置」?⁴

上級委員会問題

- 不公正貿易報告書 480 頁以下⁵
- [上級委員会](#)

³ 川瀬剛志「韓国・放射性核種事件にみる WTO 紛争解決手続きの限界」[国際問題](#) 686 号 (2019 年) 17 頁。

⁴ 小寺彰『[パラダイム国際法](#)』(有斐閣、2004 年) 217-218 頁。

⁵ さらに、川瀬剛志「WTO 上級委員会危機と紛争解決手続改革」[法律時報](#) 91 卷 10 号 (2019 年) 14 頁、伊藤一頼「WTO 上級委員再任拒否問題を再考する」[日本国際経済法学会年報 27 号 \(2018 年\)](#) 97 頁。